

ICカード利用規則

第1章 総則

第1条（定義）

ここでいう大阪教育大学生生活協同組合（以下「生協」という。）のICカードとは、大阪教育大学と生協が提携したICチップ搭載の大阪教育大学学生証（以下「大阪教育大学ICカード」という。）と生協が大阪教育大学の学生以外の生協組合員に発行するICチップ搭載の組合員カード（以下「生協ICカード」という。）をいう。この規則に基づいてICカードを発行された学生および教職員、生協組合員をICカード保有者と呼称する。

第2条（ICカードの発行）

- 1 大阪教育大学ICカードは大阪教育大学学生証規程に基づき、大阪教育大学が発行する。
- 2 生協ICカードは生協の定款に基づき、生協が生協組合員に発行する。

第3条（ICカードの利用）

- 1 大阪教育大学ICカードの利用等については、大阪教育大学学生証規程に従うものとする。
- 2 大阪教育大学学生証規程に定めのないICチップの機能の利用等については、本規則に従うものとする。
- 3 ICカード保有者は、ICカードに搭載されたICチップを利用して生協の提供する商品やサービス、並びに生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができる。ただし生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合がある。
- 4 ICカード保有者は、ICカードの利用に当たって、本規則を遵守するものとする。
- 5 ICカード保有者は、大学を退学または退職、生協を脱退する等の事由により、ICカード利用者でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとする。

第4条（ICカードの紛失・盗難）

- 1 ICカード保有者は、大阪教育大学ICカードを紛失した場合、または盗難に遭った場合は、速やかに大阪教育大学に連絡の上、所定の手続きを行う。
- 2 ICカード保有者は、生協ICカードを紛失した場合、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行う。
- 3 生協ICカード保有者が、紛失または盗難に遭った生協ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとする。
- 4 生協ICカードを紛失・盗難その他の事由により、他人に利用された場合に生じた一切の損害については、そのICカード保有者がこれを負担する。

第5条（ICカードの再発行）

- 1 ICカード保有者は、大阪教育大学ICカードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合、大阪教育大学所定の手続きに従い、再発行申請書等を大学窓口へ提出するものとする。

2 ICカード保有者は、生協ICカードの紛失・盗難、汚損、その他ICカードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとする。

3 生協ICカードの再発行を受ける場合、ICカード保有者は、所定の手数料を負担する。

第6条（内容の確認および不備の申し出）

1 大阪教育大学ICカードの発行または再発行を受けた場合は、ICカード保有者は直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく大阪教育大学に届け出るものとする。

2 生協ICカードの発行または再発行を受けた場合は、ICカード保有者は直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとする。

第7条（個人情報の使用制限）

生協は、生協が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、ICカードの登録にあたって申込者および大阪教育大学より提供された個人情報等を利用しない。

第8条（届出事項の変更）

1 大阪教育大学ICカード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、大阪教育大学に対して所定の届出を行う。

2 生協ICカード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行う。

3 生協ICカード保有者は、本条第2項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担する。

第9条（プライバシー情報の保護）

生協は、ICカード保有者がICカードを利用することによって、生協が入手したプライバシーに関わる情報を、生協の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しない。

第10条（ICカードの利用停止）

1 ICカード保有者は、次のいずれかに該当した場合、生協の提供する商品やサービスについて、当該ICカードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとする。

(1) 申し込み時に虚偽の申告をした場合

(2) 本規則のいずれかに違反した場合

(3) ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合

(4) ICカードのICチップに記録された内容を改ざんした場合

(5) その他、ICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 ICカード保有者が、自らのICカードにある、生協が提供している機能の一部を停止する場合には、所定の手続きに従って生協に届け出るものとする。

第 11 条（免責）

ICカード保有者は、本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担する。

第 12 条（規則の変更に伴う公示）

- 1 本規則を変更した場合は、生協はその内容を IC カード利用者へ公示する。
- 2 前項の重大な影響を及ぼす可能性があるとして生協が判断した場合には、生協は十分な期間を置いた事前公示の後に変更内容を実施する。

第 13 条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用される。

第 14 条（合意管轄裁判所）

本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とする。

第 2 章 電子マネー

第 15 条（電子マネー利用方法）

ICカード保有者は、ICチップに記録された残額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という。）および IC カード対応機器で、電子マネーによる買い物とサービスを受けることができる。ただし生協組合員でない場合は、そのサービスを受けることができない。

第 16 条（現金による入金額の記録）

ICカード保有者は、ICカード対応 POS レジスタ等を用いて現金等により入金することで、ICチップに入金額を記録することができる。

第 17 条（電子マネー残高限度額・手数料等）

- 1 生協は、電子マネー残高限度額を定め、これを IC カード保有者へ公示する。
- 2 IC カード保有者の電子マネー利用手数料は無料とする。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とする。

第 18 条（電子マネーが利用できない場合）

ICカード保有者は、次の場合に電子マネーの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) IC カードの紛失、汚損、指定店舗の IC カード対応機器の故障、停電等により IC チップを利用することができない場合
- (2) 生協が、電子マネーで利用できないものとしている商品またはサービスの利用の場合
- (3) 臨時販売所等で、POS レジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合
- (4) その他、生協の責によらない事情等で、やむを得なくサービス提供を停止せざるを得ない場合

第19条（金額情報の紛失・盗難、汚損等）

- 1 ICカードの汚損等により、電子マネー金額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード保有者は第5条による再発行の届出を行う。
- 2 ICカード保有者がICカードを紛失し、または盗難に遭った場合、ICカード保有者は第4条および第5条または第8条にいう届出を行う。紛失には機械トラブルを含む。
- 3 前2項の場合において、当該ICカードに電子マネー未利用残額がある場合、生協は当該未利用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録する。当該未利用残高は届出により電子マネー利用停止を行った翌日の未利用残高レポートにより確定するものとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項および第2項にいう事由が、ICカード保有者等の故意または過失によるものと生協が判断した場合、生協は電子マネー未利用残額の保証をしないものとする。

第20条（返金）

- 1 生協は、退学・休学等の事由によってICカード保有者が大阪教育大学または生協所定の手続きを行った場合を除き、電子マネー未利用残額の返金を行わないものとする。
- 2 前項にいう電子マネー未利用残額の返金は、生協が未利用額を確定した翌営業日以降に、所定の方法により行うものとする。

第3章 ポイント

第21条（ポイント利用方法）

- 1 生協組合員は、指定店舗での生協利用時にICカードを提示し、当該ICカードの電子マネー機能を使って支払いを行った場合にのみ、生協が定めるポイント発生率により、ICカードにポイントを蓄積することができる。
- 2 蓄積されたポイントは生協が定める基準で電子マネーとしてICカードに自動的に加算される。

第22条（ポイントが蓄積できない場合）

生協組合員は、次の場合、ポイントの蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) ICカードの紛失、汚損、指定店舗のICカード対応機器の故障、停電等により、ICカードを利用することができない場合
- (2) 生協がポイントを付与しないものとする商品またはサービスの利用の場合
- (3) 臨時販売所等で、POSレジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

第23条（ポイントの紛失・汚損等）

- 1 ICカードの汚損等により、ポイント残高の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合、生協組合員は第5条にいう再発行の届出を行う。

- 2 第4条および第5条によりICカードを再発行する場合において、再発行申請者がそれまで保有していたICカードにポイント残高がある場合、生協は当該ポイント残高を確定した後、再発行されたICカードにこれを記録する。当該ポイント残高は届出によりICカード利用停止を行った翌日の未使用残高レポートにより確定するものとする。
- 3 前項に関わらず、ICカード再発行の申請原因がICカード保有者等の故意または過失によるものと生協が判断した場合、生協はポイント残高の保証をしないものとする。

第4章 ミールパス

第24条（ミールパス機能の定義）

ICカードにおいて、生協が指定した期間および指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という。）およびICカード対応機器で食事等を利用することができる機能をミールパス機能（以下「ミールパス」という。）という。

第25条（ミールパス利用方法）

- 1 生協組合員は、ミールパスに供する期間に対応する生協が指定した額を、生協が指定する金融機関口座へ振込みをもって申請することにより、ICカードによるミールパスを利用することができる。
- 2 ミールパスは、ミールパスを申し込んだ生協組合員（以下「ミールパス利用者」という。）のみが利用できるものとし、当該機能を第三者への貸与または譲渡等はできないものとする。またミールパス利用者はこれに反した場合、生協が利用停止措置を行うことをあらかじめ承諾するものとする。
- 3 ミールパス利用者は、生協が指定した期間および指定した1日当たりの限度額の範囲内で、指定店舗およびICカード対応機器で、ミールパスによる食事等を利用することができる。

第26条（ミールパスの利用の期間・1日当たり利用限度額・利用可能商品等）

- 1 生協は、ミールパスの利用期間、1日当たりの利用限度額、ミールパスで利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールパスの利用に当たって必要な事項を定め、これを公示するとともに必要に応じてミールパス利用者へ通知するものとする。
- 2 ミールパスの申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とする。

第27条（ミールパスが利用できない場合）

ミールパス利用者は、次の場合にミールパスの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 指定店舗が営業していない場合および営業時間外の場合（台風等による臨時閉店の場合を含む）
- (2) 第26条1項による生協が定めた食事等の商品以外の商品の購入およびサービスの利用の場合
- (3) 第25条2項に該当する禁止行為があり、生協が利用停止措置等をとった場合

- (4) 生協が定める1日当たりの利用限度額を超えた場合（超えた部分は電子マネーで支払うことができる。）
- (5) 生協が定める利用期間を超えた場合
- (6) ICカードの紛失・汚損後も再発行申請を行っていない場合
- (7) 停電・故障等、やむを得ない事情により、端末機等が利用できない場合
- (8) 生協から脱退し、生協の利用ができなくなった場合

第28条（返品・返金の禁止）

ミールパスを利用して購入した食事等の商品の返品・返金については、レジ操作ミスなど生協の過失による場合以外生協は受け付けられないものとする。

第29条（ミールパスの利用停止と喪失）

ミールパス利用者は、次のいずれかに該当した場合、生協がミールパスの利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとする。その際、ミールパス利用者は未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとする。

- (1) 申し込みや届出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
- (2) 当規則に違反した場合
- (3) ICカード面上に記載された内容を改ざんした場合

第30条（ミールパス解約の場合の返金）

- 1 ミールパスの申し込みを行った生協組合員は、生協が申し込み用紙を受領した日から8日以内であればクーリングオフ（解約）ができるものとし、また、4月1日以降の申し込みで役務提供前である場合も8日以内であれば解約ができるものとする。
- 2 ミールパス利用者がミールパスの利用期間中に退学、休学、留学、傷病等による長期入院など（大学休暇中の帰省等を除く）の事由により、1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、生協はミールパス利用者若しくはその保護者からの生協所定の手続きによる申し出を受けてミールパス申込金額から利用相当額を控除した残額を返金する。
- 3 利用相当額とは、ミールパス申込金額を利用可能月数で割った金額か、1ヶ月間のシステム上計算された実利用日数に1日当たりの利用限度額を乗じた金額のいずれか大きい金額とする。ただし、すでに利用相当額が申込金額を超えた場合、生協は返金を行わないものとする。
- 4 第30条2項以外の事由における中途解約の場合、生協は第30条2項の返金額からミールパス申込金額を利用可能月数で割った金額の3ヶ月分を違約金として控除した金額を返金する。ただし、返金額が月割りで算出した3ヶ月分の金額に満たない場合、返金は行わない。また、この場合に申し出たミールパス利用者が学生である場合、事前に保護者に解約の了解をとることを条件として生協は返金を行う。
- 5 この契約を期間中で解約した場合、同じ期間内で再度申込を行うことはできないものとする。
- 6 ミールパスを解約した場合、生協はミールパス利用者が学生の場合は原則として保護者の銀行口座に振込むこととし、返金に必要な手数料はミールパス利用者の負担とする。

第5章 仮 I C カード

第31条（仮 I C カードの発行）

ミールパス利用者は、ミールパスの利用期間中に再発行等により I C カードが発行されるまで、生協所定の手続きによりミールパス専用の仮 I C カードの発行を受けることができる。ただし、発行される仮 I C カードはミールパス以外の機能は使用できないものとする。

第32条（仮 I C カードの返却）

- 1 仮 I C カードの発行を受けたミールパス利用者が再発行された I C カードを入手した場合、ミールパス利用者は速やかに生協に届け出て仮 I C カードを返却するものとする。

第6章 補 則

第33条（解釈等）

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、当生協理事会が決定する。

第34条（改廃）

この規則の改廃は当生協理事会が行う。

【附 則】

2005年2月1日施行

2017年4月1日一部改訂